

# みんなの医療をまもる

日夜尽力している医療スタッフを長時間労働による健康被害からまもることが、みんなの健康と安全をまもることにつながります。あなたやあなたの大事な人がもしものときも、安心して医療が受けられ、みんなの医療がまもられていくために。みなさんに知ってほしいこと、医療の今をお伝えします。



## 「あなたが知れば、医療は救える。」

### ！ あなたの病院のかかり方、考えなおしませんか？

#### 大きな病院のほうが安心？

大きな病院の医師は、臓器別など専門分野に分かれています。また、異動により医師が変わることも。一方かかりつけ医はあなたの全身状態を継続して診てくれるので、併存疾患のチェックもあわせてしてくれます。

NO!

#### 最近体調が悪い。 昔手術してくれた先生に診てもらおう？

まずは近くにかかりつけ医を持って、そこで相談しましょう。大きな病院への受診が必要か、判断してくれます。専門的な検査や治療が必要な場合には、「かかりつけ医」は適切な医療機関を紹介してくれます。

NO!

#### 大きな病院でも かかりつけ医になれる？

病院とかかりつけ医はそれぞれ違う機能を持っています。病院は、急患や専門的な検査、入院手術が必要な患者さんがかかる場所です。津島市民病院は二次救急医療機関として、手術や入院が必要な重症患者さんに対応する病院です。一方、かかりつけ医は地域に密着し、みなさんの日頃の健康状態や過去の治療歴などを把握しています。体調変化があったらすぐに対応し、必要な時には大きな病院へ紹介してくれる頼りになる存在です。

NO!

#### かかりつけ医は決めていない

日ごろの状態を知っているかかりつけ医だからこそ、ちょっとした体調の変化に気づきやすく、病気の早期発見・早期治療につながることができます。

身近な医療機関を探す場合は「医療情報ネット」を活用しましょう。

NO!



あいち医療情報ネット▶

なんでも相談でき、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう。  
かかりつけ医は1人とは限りません。定期的に内科と眼科にかかっている場合は、眼科医もかかりつけ医になりえます。

参考:©厚生労働省「上手な医療のかかり方プロジェクト」



# ために、お願いがあります。

津島市民病院は昨年8月に「紹介受診重点医療機関」になりました。



紹介受診重点医療機関？



「かかりつけ医（開業医）からの紹介状を持って受診していただくことに重点をおいた医療機関（病院）」ということです。



どうして紹介状が必要なの？



当院は、専門的な検査や治療等が必要な患者さんが受診する病院です。現在混雑が慢性化している病院の外来診療の中で、紹介いただいた重症の方を、できるだけ少ない待ち時間で、迅速に検査し、集約的に治療を開始することが目的です。



一度紹介状を書いてもらったら、ずっと受診できますか？



状態が落ち着いたら再び地域のかかりつけ医に逆紹介し、今まで通り安心して治療を継続していただけます。



紹介状がないと受診できませんか？



紹介状がなくても受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合は一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金（初診時選定療養費）」が原則必要となります。何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。



## 当院受診の流れ（医療機関同士の**役割分担**の明確化によるものです）



問合 市民病院地域医療センター ☎28-5151(内線3410)

# ～障がいのある方を支える～ 障がい者福祉事業



障がいのある方に対して、次のような制度があります。



## 障がい者手当

### 特別障害者手当等 所得制限あり

#### 対象

重度障がい者(身体・知的・精神)で、常時特別な介護が必要な方

#### 内容

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(2・5・8・11月に支給)

#### 手当月額

15,690円～35,690円

### 在宅重度障害者手当 所得制限あり

#### 対象

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定のいずれかをお持ちの方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の両方をお持ちの方

#### 内容

在宅の重度障がいの方に支給します(特別障害者手当等の受給者を除く)。(4・8・12月に支給)

#### 手当月額

6,750円～15,500円

### 心身障害者手当

#### 対象

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかをお持ちの方

#### 内容

在宅の障がい者の方に支給します。

(3・9月に支給)

#### 手当月額

- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級 2,000円
- ・身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級 1,000円



## 福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度

### 福祉タクシー料金助成事業

#### 対象

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症、被爆者健康手帳のいずれかをお持ちの方

#### 内容

タクシーを利用する場合、利用券1枚につき500円以内を助成します(年24枚)。

利用券は、乗車1回につき2枚まで利用できます。

### 有料道路割引制度

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方

#### 内容

障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が割引されます。

福祉課または専用のオンライン申請受付サイトで、事前に申請が必要です。





障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、  
下記の事業を実施しています。

## 障がい福祉 サービス

「日中活動」「居住支援」「障がい児通所支援事業」の利用には「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必要です。「指定特定相談支援事業所」「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が、計画を作成するために居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービスの意向等をお聞きしながら、必要なサービスを記載した計画を作成します。

### 日中活動 ※ (昼間の活動を支援するサービス)

#### 介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・重度障がい者等包括支援

#### 訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(雇成型・非雇成型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

### 居住支援 ※ (生活の場におけるサービス)

#### 介護給付

- ・施設入所支援

#### 訓練等給付

- ・共同生活援助  
(グループホーム)

### 障がい児通所支援事業

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

### 地域生活支援事業 ※

- ・相談支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・自動車改造費・自動車運転免許取得費の助成事業

### 補装具費支給事業 ※

#### 所得制限あり

#### 対象

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・難病患者等の方

#### 内容

身体機能の障がいを補う装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理・借り受けに要する費用を支給します。

#### 料金等

原則、費用の1割負担

### 軽度・中等度難聴児支援事業

#### 対象

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)

#### 内容

補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の発達や、学習の困難さの解消を支援します。

#### 料金等

「費用額の基準」を上限に購入額の1/3

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。



## おでかけタクシー事業

高齢の方

障がいのある方

妊産婦の方

通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、タクシー料金の半額を市が負担する事業です。

#### 対象

- 市内に住民票があり、次のいずれかに該当する方
- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳A判定またはB判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ・妊婦の方および出産後1年未満の方

#### 申請

利用するにはあらかじめ登録申請が必要です。顔写真や本人確認書類など、必要な持ち物は窓口へお尋ねください。なお、手続きは高齢介護課および健康推進課でもできます。